

## 公益社団法人福岡県物産振興会事業参加者負担金徴収規程

制定 平成24年1月16日 理事会承認

公益社団法人福岡県物産振興会事業参加者負担金については  
下記のとおり制定する。

### 記

- (1) 本会が実施する事業にかかる諸経費を支弁するため、事業参加者から負担金を徴収することができるものとする。
- (2) 本会が主催または共催等をする事業に参加する者は、別途定める事業参加者負担金を納入しなければならない。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。